

監査人懐疑心の深度に関する事柄の一考察

任 章

- I. はじめに
- II. 監査手続のアルゴリズムとヒューリスティクス
- III. 認知心理学と監査研究との関わり
- IV. 正当な注意義務の要請と懐疑心
- V. 懐疑心規定の文脈と深度
- VI. 懐疑心の監査技法への適用
- VII. おわりに 一監査人懐疑心の深度に関する事柄一

I. はじめに

マイケル・ポラニー（Michael Polanyi）の著、『暗黙知の次元（The Tacit Dimensions, 1966）』は、科学的知識が普遍的で客観的なものであるという通念に対する反逆を試みた。ポラニーの「我々は語ることができるよりも、多くのことを知ることができる。知識の大部分は、言葉におきかえることができない。¹」という象徴的なメッセージは、たとえば監査手続実施の結果を調書に預け、また監査証明という行為の完遂を手短な語りをもって終わらせようとする企てに関わり、忌々しいリスクの存在を指摘する。ポラニーの言明は、究極において、監査のプロセスを証明や報告に帰結させるということに内在する限界と矛盾を示唆するもののように考えられる。

会計専門職を巻き込む不正、あるいは会計専門職自身が引き起こした会計不正が白日の下に晒されている今日、行政は上場企業に監査証明書の入手を求めるのみならず、経営者に、米国企業改革法第404条²を満たすように、内部統制の健全性に関する宣誓を求めようとしている。しかし、たとえばポラニーの言説を承服する限りにおいて、証明書によって経営者や監査人が知っていることがすべからく明らかにされるという期待は揺さぶられる。

「暗黙知」や「潜在知覚」、あるいは会計専門職の持つ一種の「内感」の存在を認める限りにおいて、意識は言葉や語りに託すことができ、また何事も言葉により十全に保証されることが

¹ Michael Polanyi, *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul Ltd., London 1966 (マイケル・ポラニー著 佐藤敬三訳『暗黙知の次元—言語から非言語へ—』(訳書I.p.15における訳文に拠った)。

² 周知のことであろうが、いわゆるSarbanes-Oxley Act of 2002, § 404-Management Assessment of Internal Controls を指す。

可能という、監査論が指定してきたであろうロジックは破綻する。「語り」を越えたレヴェルで、会計専門職は何をどこまで知っているのか、そうしたことに尽きせぬ関心が向けられる。

このように、ポラニーの警句に想いを巡らすだけでも、監査にあっては、容易に気づくことのできる固有の限界が視野に入る。物的実在と意識的内観の問題、さらには記述可能な内観と、記述不可能な暗黙知領域との識別など、これまでの監査論研究においてはテーマとして意識されることがなかった思索対象の広がりは、たとえば、認知科学の領域に関心を寄せるだけでも、容易に気づくことのできるものである。監査の品質の改善のために、監査人の心理領域にまでアプローチし、経営者による主張が不正の芽に関わるものでないことを確認するための懐疑心（skepticism）の発現が、監査人の、正当なる注意義務(due care)の履行上、達成されなければならない。会計不正の続発の後、不正の摘発という今日的な動機づけを背景に、ここで視点を現行の監査基準に向ければ、たとえば「監査人は、職業専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない³」と定める日本の監査一般基準について、そこにおいて要請される懐疑心の属性の見極めと、その発現の形態、ならびに懐疑心が介在する領域を探る必要性が惹起する。

ところで正当なる注意概念と懐疑心とを、日本監査基準の文脈においてそうであるように併置して考える際には、懐疑心の探索は平面上での拡張概念のように捉えられる。これに対し、米国監査基準書（SAS : Statements on Auditing Standards）のように、正当なる注意義務の要請という大集合の中に、懐疑心がそれらの一部を構成する小集合であるものとして考える場合には、懐疑心の深まりは深度（depth）をもって捉えられよう。

一般に、背景の広がりを認識させる視界は、物理的な位置や高度に相対的なものであろう⁴。これに対し、監査証拠が本当に価値を有するものであるかどうか、果たしてそこから心証を形成して良いのかどうか、と監査人自らが想いを巡らす懐疑心は、深度を以て表されるものではなかろうか。懐疑心の考えを深めるプロセスは、監査人が自らの意識のあり方を客観視し、必要に応じ、隨時正すことを求める。従ってそれは、高度に相対する視界とは異なり、自省のレヴェルに相対し、かつ思考の沈潜を必要とする、深度概念にアナロジカルなものであろう。

II. 監査手続のアルゴリズムとヒューリスティクス

監査人の懐疑心の要素については、筆者は既に、「疑いを持つ精神」、「批判的な評価」などの、米国、日本、さらには国際監査基準書それぞれの文脈中に見出される説明要素を見極め、それらの内包について、若干の検討を加えてきた⁵。監査基準書の文脈中に記述されたそれら懐疑心の諸要素は、監査人が有効な監査証拠を蒐集し、それらを批判的に評価することを求めるという、監査人の視点から外に向かうベクトル方向性、すなわち、いわゆる外向的懐疑心

³ 日本監査基準第二、一般基準の3., 企業会計審議会 平成14年1月。ところで、日本監査基準は正当なる注意と専門的懐疑心をこのように並列的に羅列しているだけであるが、米国監査基準にあっては懐疑心は正当なる注意の中に包摂されるサブセットであるように記述されている点に、注意が必要であろう。

⁴ 全在紋・永野則雄編著『現代会計の視界』(1992) まえがき、を参照したものである。

⁵ 拙稿「監査人の懐疑心について」北九州市立大学『商経論集』第41巻 第4号p.62.

(extrovert skepticism)として類型化することが可能なものであった。この種の外向的懷疑心の特徴は、監査人の側から手続の対象であるところの証拠に向けられる、批判的な評価を行おうとする態度にある。実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、および表示の妥当性という、企業経営陣が財務諸表に託した意思表示、すなわち監査要點と呼ばれるところのものを要証命題と見出して、それらに対し疑問を持つ精神と、批判的な評価を基とした手續を実施することが、一般に、長らく、会計専門職の懷疑心の発現形態と言えるものであった。米国においてもこのように証拠を、注意深くかつ批判的に見る監査人の態度の涵養が、正当なる注意義務の下、監査基準書に託された懷疑心の要請であったと考えられよう。

しかしながら米国においては、一連の会計不正の摘発と前後するように、たとえば2000年8月の、いわゆる『オマリー・パネル報告書⁶』の勧告などにより、いわゆる「法廷型監査(forensic auditing)」なる監査アプローチが人々の耳目を集め、企業経営陣を懷疑的に見ることを前提とする「プレサンプティブ・ダウト(presumptive doubt)⁷」シフトの傾向が強まることとなった。こうしたことを踏まえつつ、果たして監査証拠に対して向けられる外向的懷疑心のみが、専門的懷疑心のあるべき形態なのかどうかについて、尚一層の研究が進められるべきであると思われる。

次頁の(図表Ⅰ)はT.B. Bellらが、彼らが言うところの“audit thinkers”への貢献を果たすべく、2005年に刊行した『21世紀の公開企業の監査—KPMGグローバル監査の方法論の概念的要素—』掲載のFigure2.1の抄訳である。監査技法と監査思考に関わりある時代の特徴を擱む上で、参考になるものと思われる。

外向的懷疑心に関わりある論点に戻れば、たとえば、採集された証拠に対する懷疑心の発現を徹底しても、そのことが監査証明の品質を担保することにはならないことは自明であろう。証拠そのものが持つ質や属性に関わりなく、場合によってはそれらをさしおいて、監査人が自らの判断のプロセスを正当化し、あるいは合理づけすることが考えられる。そうした歪みが入る余地を排し、さらにそれらに対抗するためには、監査人が自らの心を客観視する、内向的懷疑心(introvert skepticism)⁸と呼ばれるような自省の態度に期待されるところが大きい。

⁶ 山浦久司監訳(2001)xiによれば、Shaun F. O'malley氏を委員長とする監査の有効性に関する専門委員会において「監査人は、重要な財務諸表上の不正の発見の見込みを高めるために、すべての監査において不正検索型(forensic-type)手続を実施すべきである」とされている。

⁷ T.B.Bellら(2005)曰く、If the concept of professional skepticism continues to shift from neutrality toward presumptive doubt, the minimal amount of evidence required for the auditor to develop, and demonstrate to others, sufficiently well-justified beliefs may continue to rise (p.22).

⁸ T.B.Bell et al.(2005, p.34)はInward-directed skepticismという表現を用いている。

(図表 I) 監査技法と監査思考に関わりある時代的背景の特徴一覧

1800 年代後期	1900 年代初期	1930 年代	1970 年代	1980 年代	1990 年代中盤以降	2001 年以降
・所有と経営の一致	・所有と経営の分離	・証券二法	・監査リスクモデル概念 SAP No.54	・SAS No.47 ・SAS No.53	・戦略システム監査の登場 ・COSO ・CoCo ・SASNo.82	・Enron 事件 ・SASNo.99 ・SOX ・PCAOB
・従業員不正への関心	・適正表示への関心		・重大な虚偽表示への関心	・試査の確立	・不正責任の認識	・不正発見義務の認識
・精査	・選択的精査		・分析的手続の利用	・分析的手続の発展	・企業の経営環境からの証拠の利用	・法廷型監査 ・「三角法」の利用
・経営情報媒介物は僅少	・経営情報媒介物からの選択		・経営情報媒介物の積極利用			・内部統制に対する注目
・企業経営環境からの証拠は僅少	・企業経営環境からの証拠は僅少	・企業経営環境への注目 (売掛残高確認など)			・証拠としての企業経営環境という認識の一般化	・不正摘発責任に関わる企業経営環境情報価値の増大

監査人の判断に関わる懷疑心、すなわち内向的懷疑心に関わる問題は、効率性重視のもと、監査手続の拡大再生産を考えるロジックの下ではこれまで、気づかれることが少なかった。その一つの理由は、専門職の懷疑心を考えることが、「心と意識のあり方」を問う問題だからであろう。内向的懷疑心を考えようとしてすること自体、実務の標準化を標榜しようとする、監査基準書の文脈には馴染まない。しかし今日、リスク・アプローチ、さらには法定型監査の実践を意識する上では、監査リスクを減じ、然るべく制御するためにはどう対処すればよいか、あるいは不正を予防し発見・摘発するためにはどう対処すればよいかという、不良定義の課題⁹に

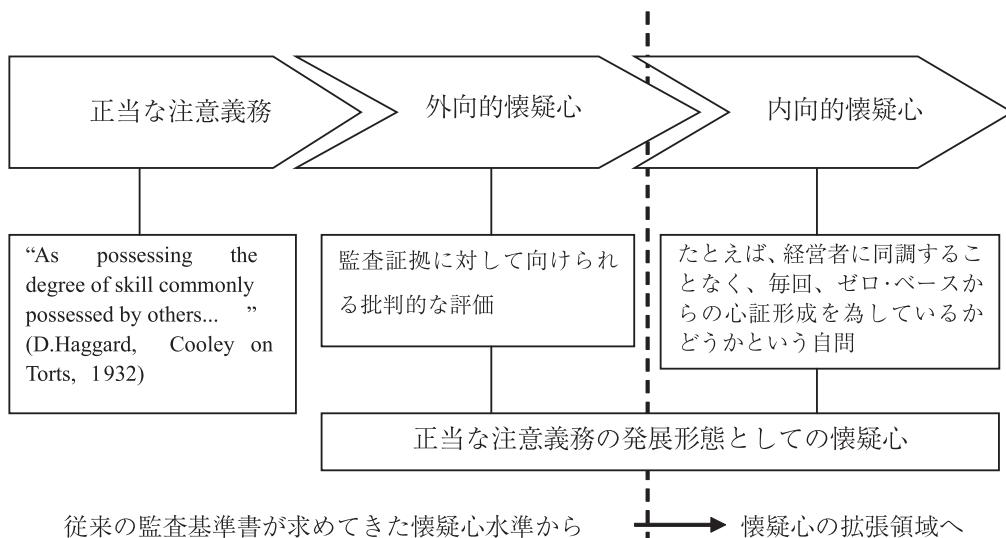
⁹ このことに関わり下條(2006)は、「日常場面での問題解決は、ほとんどが不良設定問題、つまり正解が必ず一つある、しかし一つだけある、ということが保証されていない問題である。また情報不足の中ですばやく反応しなければならないことが、ほとんどである」と述べている。下条信輔『<意識>とは何だろうか』(2006) p.66.

取り組まざるを得ない、ヒューリスティクス(heuristics)¹⁰領域にある実務ウェイトが増大しているのである。

しかしながら現実には、米国において、1997年2月に公刊されたSAS第82号それ以前の監査基準書ではこうした問題が強くは認識されず、ともかくも会計専門職の正当な注意義務と、専門的懐疑心という言葉だけを監査一般基準に纏わせ、その内包の解釈は監査人それぞれに任せてきたと思えるのである。

ここで、以下、筆者の思考する、正当な注意義務と、懐疑心の要請の関わりを表す図を、掲げておく。

(図表II) 正当な注意義務と、職業専門家の懐疑心要請との関係



今日、内向的懐疑心は、企業経営者を誠実であるともないとも思うべきでない、という「中立性の要請」から、過去の経験や知識に関わらず、監査人が毎回の監査に新しい気持ちで臨むという「心証のリセット」の要請へと発展してきている。さらに今後、内向的懐疑心に関わりさらなる研究が望まれる領域として、心理学的な同調(conformity)から始まって錯視(illusion)に関わる問題、さらには誘引(drive/incentive)や抑圧(repression)などに動機づけられた潜在的心理(subliminal mind)の問題など、この先、言わば意識の水平面以下、あるいは深層心理学(depth psychology)にあってはS.フロイトの言う前意識(preconscious)レベルに至る、様々な、発展的

¹⁰ ヒューリスティクスは認知心理学者カーネマンとトウヴァルスキの用語 (Kahneman, D. & Tversky, A., *Judgment under uncertainty*, Cambridge University Press, 1982.) であり、下条(2006)の説明では「直感的判断で人々が暗黙のうちに用いている簡便な解法、規則のこと」である。下条は、カーネマンらの言を引用し「規範的モデルでは人の判断過程は理解できない。記述的・認知的なモデルが必要」と記している(下条2006、p.59)。

研究領域が控えていることであろう¹¹。

先述、T.B. Bellらの手によるブックレット『21世紀の公開企業の監査—KPMGグローバル監査の方法論的概念的要素—』から、何がしかの啓示を得ようとすればどうであろう。Bellらは、「監査品質保証の土台を形成するドライバー(fundamental driver of high audit quality)」に関わり、内向的懐疑心の論点、すなわち、具体的に監査人の正当化心理について論じている。その一節を引用するならば、「証拠や心証、リスク・アセスメントは監査の礎石となるものであろうが、監査判断はそれらを繋げ固めるモルタルである¹²」とされる。いかに監査証拠それぞれの信頼度が高いものであっても、部分、部分を繋ぎ合わせる監査人の判断が歪んでしまっては、その後に控える監査意見の表明にあって、品質の保証は何らなされない。そして、その判断を律するべく機能する要請が、懐疑心であると理解されるのである。

ところで監査基準書は、監査手続実施上の一連の所作—いわば、アルゴリズム¹³—の標準化を目指した、一種のルール・ブックであると考えられよう。ひとたび監査手続のアルゴリズムの有効性が認められる際、監査人は、次には効率性の向上を求めて、確立したルーチンを将来年度の監査へ、また他のクライアント企業の監査へ、流用することを考える。アルゴリズムが機能する状況は、「周囲の複雑さを、単純なものと錯覚させる¹⁴」ものであるかもしれない。しかし定型的な手続の反復は、時に監査人の交代さえも意識されることなくそのまま続けられ、見かけ上の効率性をもたらすものの何らの有効性が保証されることなく、拡大再生産されてしまうことがある。監査手続の自動増殖という現象の惹起である。こうした環境下、果たして監査の品質は、担保されるものであろうか¹⁵。他方で、監査に対する公共の期待が、実質的に不正の発見、摘発にまで及ぶ今日、現実にはアルゴリズムの反復で対応できるような、良定義のタスクの比重は減っているのではなかろうか。

確立した監査手続が続けられる場合、アルゴリズムは反復継続的な状況における監査証拠の評価に際しては有効性を發揮するが、変則的な事態の発生に際しては即座に、有効なものでなくなる。たとえば企業経営陣の共謀により隠蔽された会計不正を前に、監査手続のアルゴリズムは有効でなくなり、監査人は、突如、ヒューリスティクスに頼らざるを得ない領域、あるいは暗黙知の総動員を必要とする次元に投げ込まれるのではないか。規範的なりスク・モデル構築に纏わる世界とは異なり、刻々と変化する監査環境にあっては、不正の発見や摘発をも意識した上で考えられるアプローチの組み合わせのパターンは膨大に過ぎてしまう。主観的基準を用いつつも、成功例を導きだそうとする動機づけの下で、監査人の判断はすべからく、ヒューリスティクス思考の枠組みに落とし込まれると考えられるのである。

¹¹ しかるにフロイト(Sigmund Freud, 1856-1939)の研究によれば「今、気づいている意識階層の下に、努力やきっかけで意識可能な前意識部分、さらには抑圧されていて意識化困難な無意識部分」があり、無意識も多様な層からなるという説が一般的なようである。下条(2006,p.196)を参照のこと。

¹² T.B. Bell et al.(2005) p.18.

¹³ 簡潔に表せば「アルゴリズムとは、ある手順に従えば必ずその問題が解決されるような手続き」である。良定義の問題にあっては、解はアルゴリズムに従った演算の結果、得られるものであろう。

¹⁴ 全在紋・永野則雄編著『現代会計の視界』(1992) 第1章 青柳文司稿p.9を参照した。

¹⁵ 監査にあっても、一種手続の組み合わせによるシステム体系として、「自己準拠的システム」による拡大再生産の問題を無視することはできない。すなわち、監査手続の実施に際しての、ドイツの社会学者N.ルーマンの言う「オートポイエシス (autopoiesis)」の問題が生じる余地が見いだされはしまいか。

III. 認知心理学と監査研究との関わり

ここで心理学の領域にまで目を遣って、監査を考えてみたい。監査人が自らの心証を形成してゆくプロセスにおいて「対象は外部から客観的に観察することのできる行動に限る」ことを前提とする、20世紀初頭、J.B.ワトソン以来の行動主義(behaviorism)心理学や、「人の認知過程は条件付けによって形成された刺激と反応の連合が内在したものにすぎない」と考える行動主義の拡張理論、いわゆるS-R連合理論¹⁶は、実験室的環境下での人々の行動（というよりもむしろ単純な反応）を分析対象とし、広く支持されやすいものであろう。しかし、解法アプローチの「組み合わせの爆発」を事前に措定する、ヒューリスティクス領域の問題を考察しようとする限り、行動主義心理学が好む規範的モデルの構築は不可能か、あるいはモデル構築が可能であったとしてもそれは実質的に機能しないのではないかと危ぶまれる。

全体を部分の和であるとみなすことを批判する、ゲシュタルト(Gestalt)心理学¹⁷の考え方を認識すべき理由は、行動主義心理学に基づくのであれば懐疑心の研究が限界に突き当たるであろう点にある。監査証拠の採取にあたって「部分は全体を説明し得ない」というメッセージを尊重し、また、監査手続の実施プロセスに気づかれず潜む落し穴、すなわち、監査人の正当化心理、さらには同調や錯視などが起りえる環境を事前に認識しておくよう、監査基準書には、明示的に、新たな文脈が書き加えられるべきであろう。監査においてヒューリスティクス領域が重視されなければならない必然性が増大している今日、我々が暗黙知領域の存在をも首肯する限りにおいて、ゲシュタルト心理学の領域から監査理論が何がしかの教訓を得ることが、必要なことと思われる¹⁸。

ここで、ゲシュタルト心理学の考え方の一端を整理しておこう。たとえば福島（2001）は、「多くの研究が指摘するように、手続が明示的に示された、マニュアル的な知識というのは、あくまで認知的習熟化の初期の段階にあらわれるにすぎず、熟練化が進むにつれ、それら明示的な理解は背景に退いていくという考え方である。…(中略)...だが、これらの認知研究が明らかにしているのは、マニュアルのように形式化できるというのは、あくまで習熟の初期の段階であるという点である。熟練が高次になるにつれ、そのルーチンワークの構造は、いわば複雑な、言語的な表現が難しい微細な構造を持つようになる。…(中略)...たとえばシェルピンスキーの三角形のように三角形の一部に穴があいたような図形、これを反復的に縮小再生産してゆくと、巨視的には構造はあまり変わらないが、微細にみると奇怪な構造が見えてくる¹⁹」と述べている。すなわち、部分が積み重ねられてゆくとき、部分の累積は全体の、究極のイメージとは重ならないという、いわゆる「フラクタル構造」論に特徴的に見出され得る、累積結果

¹⁶ 「S-R(刺激一反応)図式」とも呼ばれ、またそこでの代表的な原理は「古典的条件付け」と「オペラント条件付け」である。(W・ドライデン,R.レントウル編, 丹野義彦監訳『認知臨床心理学入門』pp.11-12)。

¹⁷ M. Wertheimer(1880-1943)を創始者として1910年代にドイツで勃興した心理学である。ゲシュタルトとは形態や姿を意味する語であるが、要素に還元できないまとまりある一つの全体が持つ、構造特性を意味するものである。

¹⁸ たとえば、ポラニー（訳書pp.17-18）による記述「知識についての私の分析は、ゲシュタルト心理学でのこの発見と密接に関連している」などを参照されたい。

¹⁹ 福島（2001）pp.61-63参照。

の相対的毀損や変質の問題が惹起されるのである。こうした考え方を、証拠の積み重ねによって心証を形成する監査手続に重ね合わせると、どのような教訓が得られるものであろうか。

監査人の懷疑心とその発現のプロセスを、なぜゲシュタルト的に理解すべきなのか。「監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懷疑心を保持して監査を行わなければならぬ」とする日本監査基準の文脈そのものが記述であり、主観的に構想されなければならないものである以上、筆者は監査人の懷疑心とその発現のパターンを、仮説的な因果系列の中に持ち込み、行動心理学的に検証することは不可能であり、またそうしたところで、監査実務の現場で役立つ、価値ある知見は得られないであろうと考える。

V. 正当な注意義務の要請と懷疑心

監査人の懷疑心の介入が想定されるところで、そこで観察される懷疑心の働きは、正当な注意の要請の下、すでに確立したものと考えられてきたのではなかろうか。このことは、たとえば米国監査基準書AU § 230.03において引用されているD. HaggardのCooley on Torts (1932)の一節においても読み取れる。その一節は、正当な注意義務の意味しているところを明らかにすべく、「サービスを、他に提供すべく然るべき目的で雇われている者は、すべて、その雇用関係において合理的な注意と勤勉さをもって職務にあたる義務を負う。特有のスキルが前提となる際には、もしもその者がサービスを果たすなら、その者は他の状況で他の者が同様に果たす場合と同じ程度のスキルを有していることを、公共に示すこととなる...²⁰」と述べている。すなわち、(正当な注意義務=同業の他の専門職のスキル相当水準によりサービスを果たすべきであると考えられる履行義務)と解釈可能な一種のドクトリンである。もちろん、Haggardの一節にあっては、職業的懷疑心の内包や、それらの具体的な発現形態は何も示されていない。むしろ、1939年10月の米国SAP(Statements on Auditing Procedure)第1号「監査手続の拡張」以来の監査人の抗弁事由一不正の発見はそれ自体、監査人の義務ではないと同調するかのように、正当な注意義務のドクトリンは、業界にあって広く、サービス標準を認識させるための標識であり続けてきたと考えられる。わかりやすく言えば、正当なる注意義務は過去、「人並みレヴェルの専門職の、スキルの目安」を循環論法的に規定してきただけで、懷疑心の内包を規定する上で役立つ議論は何ら展開されてこなかった。

このように米国監査基準書は、正当な注意義務に関わり、専門職が同様な状況で採用される他の専門職が果たし得る程度の質をもって、会計専門職がサービスを誠実に履行することを求める。そして米国監査基準書のAU § 230の05.から07.にかけての文脈を追う限り、それらは懷疑心の構成要素について、「疑問を持つ精神」、「証拠の批判的な評価」、「監査の全過程での懷疑心の発揮」、「中立性の要件」、「説得的証拠の入手」という説明を与えるのみであり、それ以上に踏み込んで、監査人判断の自己正当化を未然に防ぐことのできるような、職業的懷疑心のあり方を示すには至っていない。

具体的に、米国監査基準書AU各セクションの文面に沿って観察するならば、AU § 230.07及

²⁰ AU § 230, Due Professional Care in the Performance of Work, AICPA Professional Standards, June 01, 2002 を参照した。

びAU § 230.08において、懷疑心は「監査手続中に託された、疑問を持つ精神と批判的な評価のプロセスであり、そうした外向的懷疑心の発現は、監査の全過程において求められている」ことが明らかにされている。さらにAU § 230.09においては、「内向的懷疑心の萌芽形態と見て取れる「中立性の要件」と、「納得できる (convincing)監査証拠」を超えた、「説得的 (persuasive) 監査証拠」の入手という、監査証拠の品質確保の要請をもって機能していると考えられる。

具体的に、ここで関わる米国監査基準書の文面を確認しておこう。

米国—AU § 230.Due Professional Care in the Performance of Work,

07. thru 09.—Professional Skepticism

AU § 230.07 :

Due professional care requires the auditor to exercise professional skepticism. Professional skepticism is an attitude that includes questioning mind (疑問を持つ精神) and a critical assessment of audit evidence (証拠の批判的な評価) . The auditor uses the knowledge, skill, and ability called for by the profession of public accounting to diligently perform, in good faith and with integrity, the gathering and objective evaluation of evidence.

AU § 230.08 :

Gathering and objectively evaluating audit evidence requires the auditor to consider the competency and sufficiency of the evidence. Since evidence is gathered and evaluated throughout the audit, professional skepticism should be exercised throughout the audit process (監査の全過程) .

AU § 230.09 :

The auditor neither assumes that management is dishonest nor assumes unquestioned honesty(中立性の要件). In exercising professional skepticism, the auditor should not be satisfied with less than persuasive evidence because of a belief that management is honest (説得的証拠の入手) (経営者誠実性の間接的棄却) .

以上、エンロン事件の3年半ほど前に公刊されたSAS第82号をベースとするAUの各セクション、すなわち外向的懷疑心を中心として、内向的懷疑心の萌芽を示す文脈を見てきた。これに対して、近年の内向的懷疑心の深化や進展、すなわち懷疑心の拡張のあり方は、公的報告書としては先述の2000年『オマリー・パネル報告書』、監査基準書としては2002年年末に公刊された、SAS第99号に託された説明に見出される。つまり、『オマリー・パネル報告書』では「監査人は、何もなければ中立的であるとする職業専門家としての懷疑心の概念を修正し、共謀、内部統制の無効化および文書の偽造を含む、さまざまなレヴェルでの経営者の不誠実の可能性を想定しなければならない²¹」とされる経営者誠実性の棄却文言が見られ、次にSAS第99

²¹ 山浦久司監訳『米国POB<現状分析と公益性向上のための勧告>公認会計士監査』(2001,p.134) より。

号¶13.にあっては、

The auditor should conduct the engagement with a mindset that recognizes the possibility that a material misstatement due to fraud could be present, regardless of any past experience with the entity and regardless of the auditor's belief about management's honesty and integrity (心証のリセット：監査人はクライアント企業との過去の関係、さらには企業経営陣の誠実さについての心証に関わらず、不正により重大な虚偽表示が起り得る可能性を認識する、心持ちをもって監査を行うべきである)²²

…という、SAS第99号によって新たに設けられた、「心証のリセット」要請の文言が見られることに注意されなければならない。不正の発見、摘発というフォレンジック目標に関わり、『オマリー・パネル報告書』を言わばその前奏曲とし、米国監査基準書第99号に見られる展開は、新たな監査アルゴリズムを示したことにあるのではない。むしろ監査人の懐疑心の具体的な発現形態、すなわち「心証のリセット」を含む内向的懐疑心の認識の必要性を訴求した点にある。

V. 懐疑心規定の文脈と深度

公開企業の監査を前提に考えた場合、監査のワークフローは、計画の策定から始まって、内部統制の理解、統制リスクの評価認識、実証テストの実施、そして心証形成後の監査意見表明に至るまで、一連の手続の流れのように考えられる。たとえば貸借対照表項目の実在の確認など多くの手続はルーチン化され、そこでは何がしかのアルゴリズムが確立し、機能し得ているものと見られる。

そうした中、監査人懐疑心の発現に関しては、証拠の批判的な評価は行わってきたものの、監査人自身の心理に対する侵食や毀損は省みられてこなかったのではなかろうか。証拠を評価するという、外向的懐疑心に分類されるような技量の評価のみならず、内向的懐疑心の発現に関する何らかの尺度の構築を急がなければ、正当な注意義務の実践は危ぶまれ、また社会に対して会計専門職は、正当な注意義務を慎重に履行し得る“prudent man”であると主張し得ない。

品質レベルの規定を、文脈上の表現に頼らざるをえない監査基準は、たとえば米国監査基準書の場合、「得心的(convincing)証拠よりも説得的(persuading)証拠の入手²³」を良しとし、しかしながら確証的(conclusive)証拠の入手は望み得ないものと考えるという解釈に預けられ、かつ委ねられてきた。すなわち監査基準書では、特定の用語や要件の内包を十分に規定できず、それ故、内向的懐疑心領域の問題に至ってはそれを、果たして説得的証拠のレベルに至っているかどうかという、監査証拠の属性論にすり替えてきた、と言わざるを得ない。米国監査基準書における証拠能力の識別、すなわち説得的証拠、得心的証拠の区別は、懐疑心の働きかけのレベルとその結果を示す媒介物、言わばプロキシーとして、使用されてきたと考えられる。

²² Official Releases, *Journal of Accountancy*, January 2003よりSAS No.99 ¶13.を参照した。

²³ AU230.11では、...the auditor has to rely on evidence that is persuasive rather than convincing.と記されている。

ここで、各国の監査基準書間に見られるばらつきについて、その一端を考察しておきたい²⁴。それらは、簡単な一表にまとめれば、次のように表されるであろう。

(図表III) 監査基準書の文脈における、監査人懐疑心のバリエーション一覧

	米国 SAS82 (1997)	米国 SAS99 (2002)	日本監査基準 (公開草案を含む)	国際監査基準 ISA240
証拠真実性の是認	×	×	○	○
中立性の要件	○	×	×	○
経営者誠実性の間接的棄却	○	○	×	×
心証のリセット	×	○	×から○へ ²⁵	×

ここで、

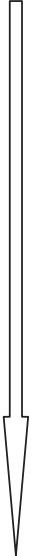
- ・(証拠真実性の是認) : 「監査証拠は反証がない限り、それらを真実なものとして受け入れることが認められる」とする国際監査基準ISA240および日本監査基準の立場。
- ・(中立性の要件) : 「監査人は経営者が不誠実であるとも、あるいは完璧なほどに誠実であるとも考えてはならない」とする米国AU§230¶09.の文脈に表される要素。
- ・(経営者誠実性の間接的棄却) : 「経営者が誠実と考えて、説得力ある監査証拠といえない証拠の入手で甘んじてはならない」とする米国AU§230¶09.の文脈に表される要素。
- ・(心証のリセット) : 「監査人が過去に得た心証や経験に関わらず、不正にもとづく重大な虚偽表示が起る可能性を認識すべく、監査手続を実施しなければならない」とする米国SAS第99号の¶13.、および2006年3月30日の日本公認会計士協会(公開草案VI.24)『財務諸表の監査における不正への対応』の文脈に表される要素。

懐疑心の発現形態に関する、各国監査基準書間に見られる文脈上のばらつきを確認した上で、次にそれらの文脈について、考えられる懐疑心の深度に合わせて簡単なマッピングをしてみたい。以下、結果としての自省のレベルに相対する懐疑心の深度を表すことを意図した。

²⁴ 拙稿「監査人の懐疑心について」(2006)。尚、Bellら(2005)は、内向的懐疑心を「事前的な自己批判(preemptive self criticism) を伴うもの」と考えている。

²⁵ 2006年3月30日の日本公認会計士協会、公開草案『財務諸表の監査における不正への対応』によって、心証のリセットを意図した文脈が新たに取り込まれた。

(図表VI) 監査人懐疑心のレヴェルと深度



深度 レヴェル	懐疑心の指向性	懐疑心の内 向・外向の種別	監査基準書に見られる文脈例
レヴェル I	監査証拠に対して向け られる懐疑心	外向的懐疑心	・「疑いを持つ精神」 ・「批判的な評価」
レヴェル II	関与先の企業と人に対 して向けられる懐疑心	内向的懐疑心 (萌芽的・規範 的)	・「経営者を不誠実であるとも、誠実で あるとも考えてはならない(中立性の要 件)」
レヴェル III	監査人自身の心理に対 して向けられる懐疑心	内向的懐疑心	・「経営者が誠実であると考えて、説得 力ある監査証拠といえない証拠の入手 で甘んじてはならない(経営者誠実性の 間接的棄却)」 ・「過去に得た心証や経験に拘わらず、 不正に基づく重大な虚偽表示が起る可 能性を認識すべく、手続を実施しなけれ ばならない(心証のリセット)」

懷疑心の深化

レヴェル IV	監査人を取り巻く(心 理的)「環境」に対して 向けられる懐疑心	内向的懐疑心 (発展的・先端的) 同調、アフォーダンス環境から錯視、イリュージョンなど 認知心理学領域に関わる問題までの対応
------------	---------------------------------------	--

(図表IV)において、レヴェルⅠは、監査証拠に向けられる外向的懐疑心を、レヴェルⅡは、監査人の精神的独立性の問題にも関わる内向的懐疑心の萌芽を、レヴェルⅢにあっては、監査人が自分自身の心理状況を自省する、内向的懐疑心の発現形態をそれぞれ表すものと考えられる。現行の監査基準書に見出される文脈は、筆者による懐疑心の深度分類では全てレヴェルⅢまでに収められようが、さらに懐疑心の深淵とでも言うべきレヴェルⅣの懐疑心の可能性について、検討する必要があると思われる。すなわち、レヴェルⅢからさらに進んで、深層心理学にさえ関わる深みにあって監査人が考え及ぶべき、何かが存在するのではないか。その何かとは、たとえば、S.E.アッシュの研究²⁶で知られた同調の心理、J.J.ギブソン²⁷によるアフォーダ

²⁶ 同調(conformity)については、Asch, S.E., Opinions and social pressure: *Scientific American*, 193, 31-35., 岡本浩一(2001,p.61)が参考となる。また、『心理学辞典』(有斐閣,2005、p.630)では「集団内少数者が、多数の圧力に屈した反応」と説明されている。

²⁷ J.J.Gibson (1904-79)は、「行為者としての知覚者を強調し、情報は処理される必要はなく、知覚者により抽出されるだけでよい、という直接知覚説を提唱し」とたといわれている、米国の傑出した心理学者の一人である。『心理学辞典』(有斐閣,2005、p.167)

ンス環境の考え方、さらには監査環境に対する錯視²⁸や幻視など、もっぱら認知心理学において議論される問題でありながら、監査研究にあっても関心を払うことが望ましい、一連の研究テーマである。

ところで、現実的な話題へと戻るが、カネボウ(株)の粉飾事件に絡み、「...有罪判決を受けた元公認会計士の一人は、公判で自らを人質だったと振り返った。前例を突きつけられて一度黙認したこと、先輩会計士らの過去をも背負うことになったというのだ²⁹」という報道記事などはどのように解釈すべきであろうか。監査人を取り巻く環境という意味では、レヴェルIVの「同調」の問題に通じるように思えるが、この問題は、心理学的なアプローチを必要とする問題ではなかろう。監査法人の上下関係など人間関係に起因した、単に、社会の「しがらみ」を背景とした問題である。懐疑心の発現とは関わりがなく、筆者はむしろ監査法人の品質管理基準に関わる問題と解釈すべきであると考える。

VII. 懐疑心の監査技法への適用

すでに繰り返し引用してきた、T.B. Bellらの書(2005)にあっては、次のような記述が見出せる。すなわち「...我々が保証能力の高い監査証拠を、慎重に得ようとするのならば、特定の監査証拠のみに依拠するという内在的な限界に打ち勝つような監査手続の構造を打ちたてなければならない。その目的で、Triangulation(三角法³⁰)手法の採用は、監査人が十分かつ良く統合された形で企業経営ならびに業界の状況を理解するのに役立つ」と述べ、彼らは、マウツ=シャラフの言明を以下のように引用している。「包括的な監査証拠はありえない。しかし、ある特定の命題を支持する証拠の種類が多ければ、その命題が正しいと信じる可能性は高まる。そうしたことはただ単に証拠の品質に関わる問題ではない。証拠を得るためのアプローチが、性質において変わりえるということと、また実際、そのアプローチは全ての可能性を考えるものでなければならないということである.... 三つの方向から為されたアタックは、九つの方向からなされたそれらのようには強いものではないのである。³¹」と。

先述のBellらの書(2005)においては、監査人自身が内向的に十分に正当化可能な証拠を得る源として、「経営陣による経営に関するレプレゼンテーション (MBR : Management Business Representations)」、「経営陣の情報媒介物 (MII : Management Information Intermediaries)」、のみならず「企業経営状況 (EBS : Entity Business States)」の三つを念頭に置くべきことを強調している³²。標準的な監査ではこれまで、もっぱらMBRとMIIのみを証拠収集の源泉と考え、かつたまたMBRとMIIは相互に補完しあうものと考えられてきた。しかしBellらは、はじめにEBS

²⁸ 錯視(illusion)の例については有名な「ミュラーリヤーの錯視」、「デルブッフ錯視」などが想起されよう。

²⁹ 朝日新聞2006年8月14日(夕刊)9面【兜町】記事。

³⁰ T.B.Bellら(2005,p.27)によれば、Triangulation is a way of gathering mutually reinforcing evidence of and from three fundamental sources useful in formulating and revising well justified-beliefs by which auditors subsequently derive their risk assessments. と定義されている。なお、Bellらは、Triangulationという語は、航海において自らの位置を確かめる測量技法に源を持つと述べている。

³¹ 上記T.B.Bellらの言明ならびにMautz and SharafのThe Philosophy of Auditing(1961)の引用は、T.B.Bell et al.(2005), pp.14-15からの抄訳である。

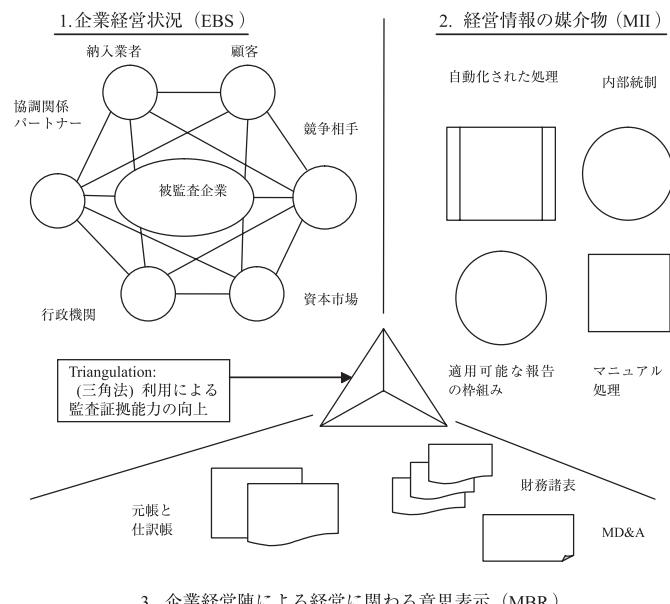
³² Bell et al.(2005),pp.27-28, Chapter Four ;Triangulationの章参照のこと。

の重要性を認識し、EBSそれ自体を、監査人が重大なる虚偽表示や弱点さらには発見リスクを評価する際に関わりを持つ証拠と考えている。すなわち、選択的なEBS情報やそれらの解釈は、会計政策や財務報告の枠組みなどのMIIを介してMBRに影響するものだという、新しい考え方を示している。そして三角法の発想に基づいて、MBRとMIIによる証拠形成にEBSという環境的考察を加えさせ、証拠の能力を高め、監査人の判断を強固なものにすることを模索しているようである。このようにBellらの三角法適用の研究は、最終的には経営陣によるレプレゼンテーション（MBR）に、EBSという、企業が置かれた状況が影響することを示し、監査人に、証拠評価に関わる正当な注意義務を一段と高めさせる要請を持つものとして評価できる。

Bellらの主張する三角法の採用は、彼らが有する次のような危惧、すなわち「証拠としての情報媒介物と、経営陣によるレプレゼンテーションとの間の首尾一貫性を確保しても、そのことは必ずしも経営陣によるレプレゼンテーションが企業経営環境を正しく伝えていることを担保するものではない」という危惧から来ている。それは監査人に、被監査企業が置かれている環境の変化までをも意識に収めて、有効な監査をすることを求めるものである。三角法はリスク回避を目的とする上で目指される発展的な監査技法の例に過ぎないが、しかしそうした技法の適用も、経営者を誠実とも、そうでないとも見なさないという中立性、あるいは心証のリセットから始まり、さらにはレベルIVの「環境」の変化に対して向けられる懐疑心の発現なくしては支えきれないものである。

三角法技法に関わり詳しく論じる機会は別稿に譲ることとして、Bellらの三角法の発想を略したイメージ図³³を、以下、掲げておく。

(図表V) 監査証拠能力に関わる環境的要素—三相界と三角法の応用—



³³ Bell et al.(2005),p.27, Figure4.1を抄訳し、一部の意匠を変えて示す。

Bellらは、EBS, MII, MBRそれぞれの名の下に託された具体的な証拠例のサンプルとして、以下のような要素を挙げ、敷衍している。

1. 企業経営状況（EBS）：

- ・関わる業界、行政機関およびその他の外的要因(一般的な経済環境など)
- ・企業の目的、戦略、および関わるビジネスリスク（総合的な経営プランと変化など）
- ・企業体の性質（資本構造など）

2. 経営情報の媒介物（MII）：

- ・適用可能な報告の枠組み
- ・企業による、重要な会計方針の選択と適用（重要、異常な取引に用いられる方法など）
- ・コントロール環境（ガバナンスと経営陣の役割、態度と行動など）

3. 企業経営陣による、経営に関わる意思表示（MBR）：

- ・財務諸表レベルでの問題（期中財務諸表から得られた財務KPIなど）
- ・重大な取引の種別および勘定残高、重要な開示事項（ルーチン化した取引種別など）
- ・取引の種別と勘定残高、および開示に関わる意思表示（監査要点）

VII. おわりに－監査人懐疑心の深度に関わる事柄－

懐疑心は、日本語の語感では多くの場合に好意的には受け取られない言葉であるが、監査基準書にあっては長らく、一般基準の必須の説明要素であった。歴史を手繕っていくのであれば紀元前アテナイの哲学者ソクラテスの言葉に辿りつく³⁴、懐疑心なる語は、それを哲学の視点からのみ捉えようとするのであれば、合理的保証を持って良しとする監査思考への適用は不可能となるであろう。

監査基準書の文脈において、懐疑心は哲学的議論から離れ、合理的な保証の枠組みを超越することなく、必要な「マインド・セット」としてのみ規定されてきた。監査が歴史的に、会計不正をすべて摘発できたわけではないにせよ、監査が pragmatism を重んじ、哲学的懐疑心を標榜するものでなかったことは、首肯しなければならないと考えられる。実際、米国監査基準書AU230において、職業専門家の懐疑心は、一見、質的に矛盾すると考えられる合理的保証と並んで、正当なる注意義務の構成要素となっているのである。

しかしながら、懐疑心そのものの内包に関しては、内外の監査基準書や理論書自体は、それらを具体的に、あるいは操作的に規定することなく、今日に至っている。「正当な注意を払い、

³⁴ 抽稿「監査人の懐疑心について」2006年3月, p.61参照。

懷疑心を保持して監査を行わなければならない」と定めた日本監査基準は、実のところは監査人に何を求めているのか、本稿は、筆者の先行研究とともに、そうしたことに、わずかながら光をあてることを意図したものであった。

監査基準（Generally Accepted Auditing Standards）上、直に内包が規定されていないものであるが故、懷疑心の本質やその程度、あるいは求められる懷疑心の深度を探るために、筆者は、監査基準書の規定を追うのが一法であろうと考え、日、米、国際監査基準書を読み込み、そこに共通して見出されたキーワード、すなわち「疑いを持つ精神」、「批判的な評価」、「中立性の要件」、「経営者誠実性の間接的な棄却」そして「心証のリセット」などの構成要素を見出した。さらに米国監査基準書については、それが懷疑心の内包の規定を放棄する代わりに、「説得力ある監査証拠の入手」が要請され、懷疑心の要請が、監査証拠の属性に関わる判別に置き換えられている面を、指摘してきたのである。

また懷疑心の要請の時系列的進展については、1997年の米国SAS第82号規定まででは、「疑いを持つ精神」と「批判的な評価」という、証拠に向けられた外向的な懷疑心が主であり、しかし『オマリー・パネル報告書』を契機に、2002年SAS第99号に至っては、「心証のリセット」と表現できる、監査人が自らの心に生じえたかもしれないバイアス、あるいは正当化の過程を問いただす内向的な要請に重きが置かれるようになってきた傾向が指摘できる。そしてSAS第99号の「心証のリセット」、すなわち「監査人が過去に得た心証や経験に拘わらず...」とされるところの要請の文脈は、内向的懷疑心の現実的到達点として、今日、たとえば監査事務所の強制的交代の論理³⁵としても機能していることであろうと考えられる。

懷疑心の、日本の監査基準書における最近の取り扱いを考えるとどうであろうか。2006年3月30日公表の監査基準委員会報告書公開草案の文面を見れば、過去の経験に関わらず、不正による虚偽の表示の可能性を認識する「心証のリセット」文言が採用されている。しかし、「反証がない限り、監査人は、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れる³⁶」証拠真実性の是認規定を継承しながら、他方で、「職業的懷疑心は、監査証拠をうのみにせず批判的に評価する姿勢を伴う³⁷」とし、証拠の受容に関する監査人の態度について、首尾一貫した態度を打ち出せないでいるのが現状である。このことは、日本監査基準書が、その源流に米国あるいは国際監査基準書を見出し、多くそれらの文脈をそのままに受け入れてきたことの結果であるという誹りを免れなくするものである。しかしながら、ともかく日本監査基準書の文脈に見られる（懷疑心の内包規定を試みる上での）ばらつきは、元をたどれば米国および国際監査基準書が、それらについて何ら実質的な意味合いを与えてこなかったことに原因がある。したがって監査研究者の取り組むべき課題には、懷疑心の文脈上のばらつきを整理すること、そして次に、専門的懷疑心が到達すべき懷疑心のレベルはどのようなものであるかを考察するという、課業が含まれているように思われる所以である。

³⁵ 関わる文献として、たとえばUS, GAO, *Public Accounting Firms, Required Study on the Potential Effects of Mandatory Audit Firm Rotation, 2003* (八田、橋本、久持訳『GAO監査事務所の強制的交代』2006年7月) がある。

³⁶ 公開草案「財務諸表の監査における不正への対応」VI.職業的懷疑心、26.、平成18年3月30日、日本公認会計士協会。

³⁷ 同公開草案VI.職業的懷疑心、23.

最後に、さらに進んで監査人が考え及ぶべき、正当な注意義務が存在するのではないか、という指摘をしておきたい。すなわち、職業的懐疑心の発展形態の究極にあって、「全体は部分の総和ではない」という、ゲシュタルト心理学の考え方を基礎にした、リスク評価アプローチがなされる必要があるのではないか。監査手続実施の上で、受容可能な証拠の積み上げの総和をもって、単純に、心証形成のベースにしてしまうことの危うさが、認識されなければならない。仮に採取された監査証拠それぞれの「ピースミール」が、疑惑を払拭し得る質と、ふさわしい量を持つものであるとしても、監査人の「前意識」にとどまる経営者の詐意、あるいは被監査企業が置かれた環境と、その変化に内在するリスクが、監査証拠の積み上げをもって説得力ある証拠の入手の完了と考えるこれまでの監査のあり方を否定してしまうことが考えられるのである。

監査人にはさらには、監査報告書の文言と、それに託された自分自身の知見とに、量的な差異はあるにせよ、質的に著しい差異が存在しないことを自ら問うてみる必要がある。また、財務諸表の利用者および監査報告書の閲覧者たる投資家やステークホルダーにあっては、監査報告書を「十全なメッセージ」として受容するべきではない。はじめに述べたポラニーの言説に留意する限りにおいて、然るべく形成された心証が、そのまま監査報告書という書面に託されるという保証も、成立しないのである。

すなわちここに至って、監査保証、証明機能のプロセスにおける二重の、毀損の問題を考えられなければならない。一つは、監査人の正当化の心理などにより汚染されあるいは歪められるというバイアスの問題であり、いま一つは、まさに「知識の大部分は言葉に置き換えることができない」という、ポラニーが指摘するところの、暗黙知の次元の問題である。

認知心理学は20世紀の初頭から、目撃者証言研究、尋問及び自白研究、証言の信頼性評価、などに関わり、法学や裁判の場を支援してきた。実際、裁判心理学(forensic psychology)という領域はすでにアカデミズムにおいてもパラダイム化している。新世紀に入り、『オマリー・パネル報告書』の刊行以来、監査論研究の場にあっても法定型監査(forensic auditing)という言葉が脚光を浴びてきた。懐疑心というキーワードを軸に、時に隣接諸科学のアプローチを援用し、監査人の心のあり方を掘り下げる必要性が真剣に検討されるべきではないか。企業社会においてなお会計不正が続く中、監査人の意識と無意識の境界域を、懐疑心を伴って探索する必要があると考えられるのである。

参考文献：

[基準書等]

American Institute of Certified Public Accountants, *AICPA Professional Standards, Volume 1*, AICPA, June 2002.

American Institute of Certified Public Accountants, “Official Releases SAS No.99” *Journal of Accountancy*, January 2003.

Public Oversight Board, *The panel on audit effectiveness, Report and Recommendations*, August 31, 2000（山浦久司監訳 『米国POB<現状分析と公益性向上のための勧告>公認会計士監査』白桃書房,2001年10月）.

United States General Accounting Office, Report to the Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs and the House Committee on Financial Services, *Public Accounting Firms, Required Study on the Potential Effects of Mandatory Audit Firm Rotation*, GAO-04-216 (八田進二・橋本尚・久持英司訳『GAO監査事務所の強制的交代』白桃書房、2006年7月).

日本公認会計士協会 公開草案『財務諸表の監査における不正への対応』, 日本公認会計士協会,平成18年3月30日.

[基準書以外の書籍・論文]

Bell, T.B., and M.E.Peecher, I.Solomon, *The 21st Century Public Company Audit, - Conceptual Elements of KPMG's Global Audit Methodology-*, KPMG International, 2005.

Kahneman, D.et al, *Judgment under uncertainty : Heuristics and biases*, Cambridge Univ. Press , 1982.

Kurt Koffka, *Principles of Gestalt Psychology*, Routledge & Kegan Paul Ltd.,London, 1935 (クルト・コフカ著 鈴木正彌監訳『ゲシュタルト心理学の原理』福村出版,1988年).

Mautz,R.K. and H.A. Sharaf, *The Philosophy of Auditing*, American Accounting Association, Monograph No.6, 1961.

Polanyi, M. , *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul Ltd., London, 1966 (マイケル・ポラニー著,佐藤敬三訳『暗黙知の次元』紀伊国屋書店,1980年8月) .

Windy Dryden & R. Rentoul, *Adult Clinical Problems: A cognitive-behavioural approach* , Routledge, 1991 (W・ドライデン,R.レントウル編, 丹野義彦監訳『認知臨床心理学入門』東京大学出版会 第2刷, 1998年6月).

Justin Leiber, *An Invitation to Cognitive Science*, Basil Blackwell Inc. Cambridge Massachusetts, 1991(J.ライバー,今井邦彦訳『認知科学への招待—チューリングとウィトゲンシュタインを道しるべに—』新曜社, 1994年2月).

N.A.Stillings et al.,*COGNITIVE SCIENCE, an Introduction*, Massachusetts Institute of Technology, 1987 (N.A.スティリングス他著、海保博之他訳『認知科学通論』新曜社,第5刷, 1998年1月).

石川幹人『心と認知の情報学』頸草書房, 2006年4月.

大村敏輔『本能行動とゲシュタルト知覚』九州大学出版会, 1991年4月.

岡本浩一『無責任の構造—モラル・ハザードへの知的戦略—』PHP研究所, 2001年10月.

河合隼雄・中沢新一編『「あいまい」の知』第3刷, 岩波書店, 2003年5月.

下条信輔『<意識>とは何だろうか』第13刷, 講談社現代新書, 2006年6月.

中島義明他編『心理学辞典』有斐閣,1999年.

全在紋・永野則雄編著『現代会計の視界』中央経済社, 1992年11月.

土方 透編『ルーマン／来るべき知』勁草書房, 1990年11月.

福島真人『暗黙知の解剖—認知と社会のインターフェース』金子書房, 2001年11月.

森 敏昭・中島和光編『認知心理学キーワード』有斐閣双書, 2005年6月.

吉田宣路『裁判と懷疑主義』新塔社, 1995年3月.

拙稿「監査人の懷疑心について」北九州市立大学『商経論集』第41巻 第4号, 2006年3月.